

耐震管の吊り上げ実験の様子

耐震管は管どうしをつなぐ部分(継手)の仕組みにより、地震によって地盤が変動しても、管どうしが外れにくくなっています。写真からは、クレーンにより管路の中央を吊り上げられても、継手が外れて抜けることなく、柔軟に伸縮し、管路としての機能が損なわれていない様子がうかがえます。



地震に強い水道を目指します

水道管の更新・耐震化を推進

水道は私たちの暮らしに欠かせない重要なライフラインです。近年、相次いで起きた大きな地震では多数の世帯が断水し、給水再開までに数週間を要したと報告されています。

地震はいつどこで起こるかわかりません。もし大きな地震が起きて水道が止まってしまったら、飲み水はもろろんのこと、お風呂やトイレも使えなくなってしまうのです。

地震に強い水道づくりに「耐震化」は、私たちの暮らしを守るうえで必要です。

市では、水道管の更新に併せ、耐震化を進めています。

江別市の水道管

■歴史と普及率

江別市の水道は、昭和31年に給水を開始し、その後、市街地の拡大による急激な人口増加においても、水道水を安定供給するため継続的に拡張を行い、水道管などの整備を行ってきました。

平成22年度末の水道普及率は、人口比率で99・8%となっています。

■水道管の延長

水道管は市内に網目状に埋まっていますが、その総延長は現在約906キロメートル

であり、これは江別から東京までの直線距離を超えるほどの長さです。

水道管の更新

■老朽化した管の増加

江別市では、特に昭和40年代から50年代にかけて、水の需要が一層増加し、これに対応するためたくさんの水道管を新設しました。これら水道管は年数が経過し、一部には老朽化が見られるなど、これから順次更新を必要とする時期を迎えます。

将来にわたって皆さんに安全で安心な水道水を安定して

■更新の効果

お届けしていくためには、計画的な水道管の更新が欠かせません。

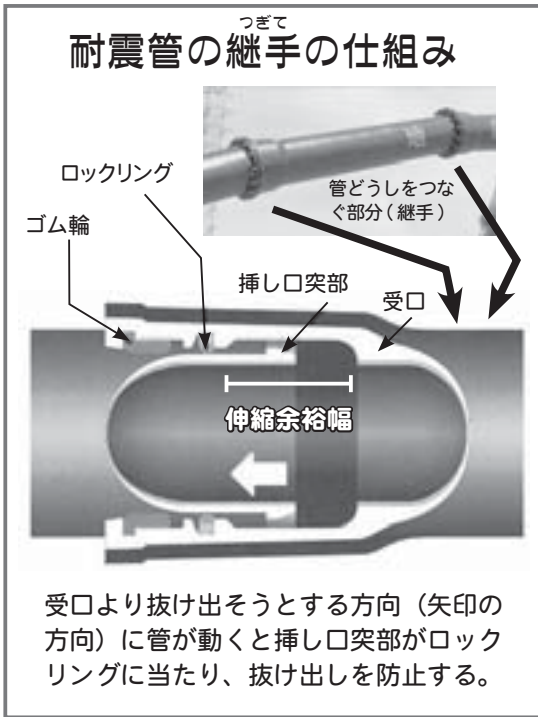
市では、これまでも古くなった水道管を計画的に更新してきました。その結果、断



水道管更新(耐震化)工事の様子

第54回水道週間 6月1日(金)~7日(木)  
さあ今日も水と元気が蛇口から

水道週間は、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善、水道事業のさらなる発展を目的に毎年実施されているものです。



**■基幹管路**  
更新を迎える水道管の中には、基幹管路と呼ばれる大口径で大量の水道水を運ぶことのできる重要な水道管があります。これらを更新する際には、地震などの対策について、より一層の充実が必要とされることから、新たに計画を作成し、平成24年度から基幹管

## 水道管の耐震化

水や濁水の原因となる水道管の事故割合は、平成22年度末で0・8%、漏水の割合は2・8%と全国的にみても低い値となっており、安定的に水道水を皆さんにお届けしています。

「耐震化」を進めていきます。更新を併せて  
**■構造**  
基幹管路の更新や新設に採用している水道管（耐震管）は、管どうしをつなぐ部分（継手）において伸縮性があ

## 耐震管の特徴

路耐震化事業を始めます。  
**■更新に併せた耐震化**  
水道管の耐震化には多額の費用がかかります。限られた財源の中で効率よく耐震化を進めるため、更新の機会を「地震に強い水道」に変えていく好機と考え、最新技術を導入した耐震性能に優れた水道管（耐震管）を全面的に採用し、更新に併せて「耐震化」を進めていきます。

## 水道工事にご協力を お願いします

り、また、地震による揺れ、地盤変動に対しても、外れて抜け出さない構造となっています。  
この水道管（耐震管）は、東日本大震災においても、まったく被害がなかったと報告されています。

市では、今後も計画的に水道管の更新・耐震化を進めるため、市内各所において、水道工事を実施します。工事現場周辺の皆さんには、工事に伴う断水をお願い、交通規制、騒音、振動などで一時的にご迷惑をおかけすることもありますが、細心の注意を払い慎重に施工しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。  
**【詳細】** 水道整備課計画係  
☎ 385・1216

## 配線誤接続点検の 終了について

一部のご家庭での遠隔式水道メータ器の配線誤接続では、市民の方々に大変ご心配

### 遠隔式水道メータ器の

をお掛けしました。

市では、誤接続した配線を速やかに修理させ、さらに昨年度中にメータ取替を実施した箇所のうち、同様の水道メータ器を使用した約600か所についても再点検を行いました。その結果、全ての調査箇所において、配線の誤接続が

無かった事を確認しました。

今後は受託者への指導強化、取替後の点検方法の改善などで再発の防止に努め、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。  
**【詳細】** 水道部営業センター  
給排水・検査担当 ☎ 385・4989

## マンションなどの貯水槽水道の管理は



ビルやマンションなどで水道水をいったん受水槽に貯めたのち、利用者に給水する施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道には、有効容量が10立方メートルを越え100立方メートル未満の簡易専用水道と有効容量が10立方メートル以下の小規模貯水槽水道がありますが、貯水槽の維持・管理はその設置者

（所有者）または管理者自らが行うこととなっています。

### 簡易専用水道の管理

- ①水槽の清掃（年一回行うこと）
- ②水質検査の実施（蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の検査を年一回行うこと）
- ③水槽の点検（水槽の破損や蓋の施錠ほか）

小規模貯水槽水道も同様の管理をお願いします。

**【詳細】** 水道部営業センター給排水・検査担当 ☎ 385-4989